

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県代表監査委員から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 25 日

神奈川県監査委員 吉 川 知恵子  
同 中 家 華 江  
同 しきだ 博 昭  
同 松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和 5 年 10 月 10 日神奈川県監査委員公表第 19 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち監査事務局分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査実施箇所名  | 監査実施日                               | 監査の結果   | 措置の内容   |
|----------|-------------------------------------|---|---|
| 監査事務局総務課 | 令和 5 年 9 月 21 日（令和 5 年 8 月 7 日職員調査） | （不適切事項）<br>支出事務において、監査委員交際費 2 件、20,000 円の執行に当たり、監査委員交際費支出基準に基づき、監査委員に確認し対応すべきところ、これに反し、確認せずに執行していた。 | 不適切事項は、監査委員交際費の執行に当たり、監査委員に確認して対応することが課内で周知徹底されていなかったことにより生じたものである。<br>今後は、このようなことがないように、監査委員交際費の執行に当たっては、監査委員交際費支出基準に基づき、監査委員の確認を得て対応することについて関係職員に周知徹底するとともに、適切に事務引継を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |